

# 在宅要介護高齢者受入体制整備事業について

令和3(2021)年2月25日  
栃木県保健福祉部高齢対策課

## 1 事業の概要

在宅要介護高齢者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染し、入院等により不在となった場合に、濃厚接触者である在宅要介護高齢者の生活に支障が生じることのないよう、介護サービス事業者の協力を得て短期入所施設等において受入れを行います。

## 2 受入対象者

在宅要介護高齢者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院するなど、介護者が不在となった在宅要介護高齢者で濃厚接触者だがPCR検査の結果が陰性であり、かつ、本人のみでは在宅等での生活が困難である方。

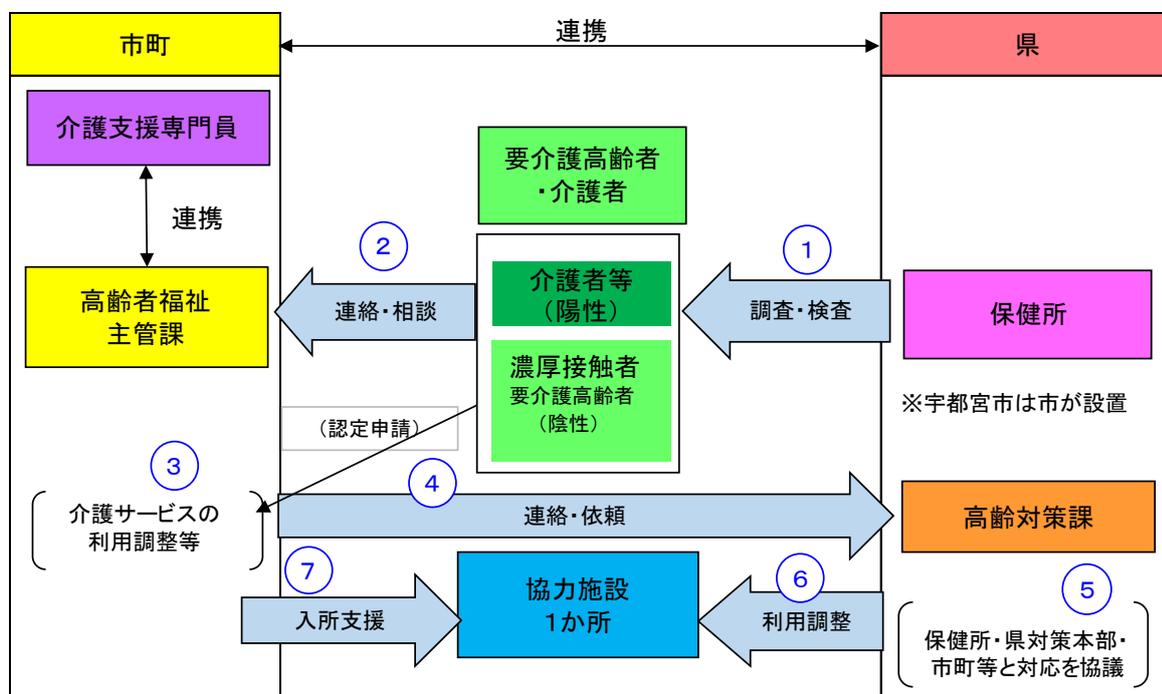
## 3 受入施設

1か所（県北）

## 4 受入体制

介護サービス事業者の協力を得て、県高齢対策課、保健所、県新型コロナウイルス感染症対策本部、市町が連携し、介護サービスの利用調整等を行うことにより、在宅要介護高齢者の生活を確保していきます。

○在宅要介護高齢者の受入スキーム図



## 5 費用負担

県は、県からの要請により濃厚接触者を受け入れる介護サービス事業者（協力施設）に対して、空床の確保や受入れに係る経費を補助します。

## 6 事業開始日

令和3(2021)年3月1日（月）（予定）